

第十回 参議院大蔵委員会會議録第二十三号

(三三三)

昭和二十六年三月十九日(月曜日)午後一時三十八分開会

本日の會議に付した事件

○復興金融公庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○關稅法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○たばこ專賣法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○通行稅法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○登録稅法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○相続稅法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○印紙稅法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○骨牌稅法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○所得稅法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人稅法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小串清一君) これより第二十二回大蔵委員会を開会いたします。復興金融公庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案、關稅法の一部を改正する法律案、たばこ專賣法の一部を改正する法律案、以上三案とも予備審査であります。政府より提案の理由の御説明を求めます。

第六部 大蔵委員会會議録第二十三号 昭和二十六年三月十九日【参議院】

○政府委員(西川善五郎君) 只今議題となりました復興金融公庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

今回改正しよういたします主な点は、次の四点であります。

その第一点は、復興金融公庫の国庫納付金は、収益勘定からのものと資本勘定からのものと二本建となつておりまして、その債権を保全するための費用に充てられていたものでありますが、この費用のうち本来債務者の負担すべきものは、債権保全費用立替金として資本勘定で処理するのが適當でありますので、今回これを資本勘定からの国庫納付金の計算に算入することとしようとする点であります。

第二点は、復興金融公庫が引受けた農林債券の償還金につきましては、従来その国庫納付に関する規定が設けられていなかったものでありますが、これを昭和二十六年度において国庫に納付せしめその納付額に相当する金額の減資を行おうとする点であります。

第三点は、復興金融公庫が融通した資金で、代物弁済として公社債を受け入れることにより回収したものがありません場合には、その公社債の当該年度における償還金に相当する金額を国庫に納付せしめようとする点であります。

第四点は、昭和二十五年分の国庫納付金につきまして、その納付のための支出予算額がその納付すべき額に對

して不足いたします場合には、その不足額を昭和二十六年度において納付せしめることとしようとする点であります。

次に只今議題となりました關稅法の一部を改正する法律案について提出の理由を御説明申し上げます。

今回改正しよういたします主な点は、次の五点であります。

その第一の点は、關稅法は、戰時中行政簡素化の趣旨により、外國貿易船、輸出入業者に対する許可、認可事項を極力廃止したのでありますが、近時外國貿易の正常化に伴ひまして、必要最小限の取締規定を復活することとしたいたしました。

第二の点として、税關の執務時間外の臨時開庁等には、従来勅令又は省令を以て手数料を徴収していたのでありますが、財政法の規定の趣旨に鑑み、これを法律に規定することとしたいたしました。

第三の点としては、外國貿易の伸展並びに關稅率の全面的改正に即応いたしまして、關稅の賦課に關して不服のある輸入業者の利益を保護するため、關稅訴訟審査制度を整備することにいたしました。

第四の点としては、近時密貿易の方法は、極めて巧妙になつておりまして、犯則者は、往々犯罪物件を海中に投下する等の方法をとつており、犯罪貨物が漂流物又は遺失物として拾得される場合が多いので、これらの物件を拾得した者は、税關又は警察に差し出さなければならぬこととする等、水

難救護法及び遺失物法の特例を設けることとしたいたしました。

第五の点としては、密貿易者の検挙に重要な役割を果している第三者通報制度の一層の活用を図るため、報告者に対する報償金を増額することとしたいたしました。

その他、港域法の改正に伴ひまして、別表で規定しております開港の港名等について所要の改正をいたそうとするものであります。

次に、只今議題となりましたたばこ專賣法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

先ず第一点は、農薬用たばこに関する特例を設けたことでありまして、農薬用たばこは、日本專賣公社において、その収納を行わないこととし、他方これらの葉たばこも、製造たばこの原料として用いることもできるので、右の措置に應じ、たばこ專賣法違反事件の取締上適正な運用を定め、所要の規定を整備いたしましたこととさせていただきます。

次に第二点として、製造たばこに対する災害補償の規定を整備いたしましたこととさせていただきます。製造たばこの小売人は、日本專賣公社の指示するところに従ひ、一定の製造たばこの品種別手持数量を常備しなければならぬ義務がございまして、日本專賣公社の責に帰すべき事由又は不可抗力によつて小売人が所持する製造たばこが、品質の悪変、包装の汚染等販売に不適当となつた場合には、現行法では引換制度によ

つて救済することとなつております。併し天災によつて小売人の製造たばこが滅失いたしました場合には、小売人が、手許に引き換へるべき製造たばこがないわけではございませんから、このような場合にはその滅失した製造たばこの二分の一程度までは、補償することができると制度を設けることとしたいたしました。

最後に、製造たばこの包装の製造等の許可制について御説明申し上げます。たばこ專賣法違反事件の取締の必要上、新たに包装の製造又は營業の目的を持つた所持、譲渡、販売等について、日本專賣公社の許可を要することとした次第でございます。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、速かに御賛成の程御願ひ致します。

○愛知探一君 この法律案の審議について、議事進行上意見を申し上げたいのでありますが、先般事務局のほうで作つて頂いた資料によりまして、まだ相当件数の未提出の法律案があるようでありまして、これについては、先月の議院運営委員会におきまして、一般的に取扱の方法として、原則的には二月中に提案になつたものについて三月中に審議するということになつております次第であります。勿論それは原則的なものではありますけれども、すでに三月も下旬になつておりますときに、なお今後法案の提出が予想されておるような状況にあることは、今後の審議上非常に支障があると思ひますので、この際、あとのく

らいが政府として提案を予想されるものであるか。又そのうちで年度関係その他からいつて、どうしても三月中旬に成立を必要とするものがどのくらいあるか。これを一応伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(西川基五郎君) 只今はつきり存じ上げませんから、一応この問題は明日御回答させて頂くようにお願いしたいと思ひます。

○愛知揆一君 ちよつと事務局のほうからでも、この前一応お配り頂いたものと、それから今見通されておる状況を参考までに伺いたいと思ひます。

○専門員(木村常次郎君) 今までお手許に届いてないもので、予定されておるのは、塩専売法の一部を改正する法律案、資産再評価法の一部を改正する法律案、国稅徵收法の一部を改正する法律案、それから再評価積立金の資本組入に関する法律案、これはまだ付託にならないのですが、これも大蔵委員会にかかる予定ですが、今法務委員会にかかるかどうかというようなことが少し問題になつておりますので、どうなりましたかわかりません。それから公認會計士法の一部を改正する法律案、税理士法案、それからこれはまだはつきりいたしませんですが、旧令による共済組合等から年金支給者のための特別措置法の一部を改正する法律案、それから相互銀行法案、信用金庫法案、そういうものがまだ残つておるわけでありまして。開發銀行は如何でしょうか。

○政府委員(西川基五郎君) 開發銀行は大体でき上つておるのですが、二十二、三日頃までに閣議決定のところへ持つて行きたいのですが、一番最後

に出る案になると思ひます。

○愛知揆一君 結構です。

○委員長(小串清一君) それでは通行税法の一部を改正する法律案、登録税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案、骨牌税法の一部を改正する法律案、右五案を一括して質疑を続行いたします。

別段御発言もないようでありますから……。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないものと認めます。質疑は盡きたものと認めて直ちに討論に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは、それ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

〔討論省略と呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 別に御意見もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。先刻いたしました五法律案を一括して採決をいたします。原案に御賛成のかたの挙手を願ひます。

〔総員挙手〕

○委員長(小串清一君) 全会一致と認めます。よつてこの五法案は原案通り可決すべきものと決定をいたしました。なお本会議における委員長のお頭報

告の内容については、本院規則第四百条によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないものと認めます。

それから委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附することになつておりますから順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

森 八三一 小宮山常吉
小林 政夫 松永 義雄
大矢半次郎 木内 四郎
油井賢太郎 愛知 揆一
黒田 英雄 岡崎 眞一

○委員長(小串清一君) 御署名漏れはございませんか。……御署名漏れないと認めます。

○委員長(小串清一君) それでは所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案の三案について御質疑をお願いいたします。

○松永義雄君 これは經濟安定本部のほうに御質問するほうが妥当と思ひますけれども、併し主税局長は學者です。それから私に質問に答えて頂けると思ひます。それは極めて抽象的な原則的のことではあります。經濟安定という意味はどういうことかということです。

(笑聲) もう少し具体的に私申し上げておきたいのですが、このことは前々より同僚委員の御質問があつたと思ひますが、繰返して御質問するものかどうかと思ひますが、經濟安定ということも、いろいろの考え方があると思ひま

す。私の考えている点といたしましたしは、要するに物価と賃金と申しますか、生計費、それから税金の関係、これが均衡よろしきを得ているであろうかと考えます。その点から御質問いたしたいと思ひますが、先ず第一に御質問いたしたいことは、租税特別措置法の一部を改正する法律案の中に、關稅法と同じようにやはり砂糖の税金が上るといふ規定になつてゐるのではありません。それで結論を直ちに聞きたいと思ひますが、この結果、配給価格にどれくらいの影響を及ぼすかというところであります。

○政府委員(平田敬一郎君) 最後の点ちよつとお聞き漏らしたのですが、

○松永義雄君 税金が上るためにどれくらい砂糖の配給値段に影響を及ぼすか、その率……。

○政府委員(平田敬一郎君) 砂糖につきましては、今までガリオア等で輸入しておりました關係、並びにそれを主食の代替配給等も行なれておりました關係上、臨時に免稅して参つたので、大分砂糖の消費事情も変りましたので、今回免稅を廢止することにいたしましたのであります。ただ前国会で砂糖消費税の税率につきましては、大分大幅の引下げをいたしておりますので、この税率をそのままに適用したらどうかと考えまして、そういたしますと精製糖の場合におきましては、現在の小売価格に對しまして二割程度引上げになるということでございます。

百斤につきまして千円でございます。まして、この程度でございますれば、今の小売価格に對して二割程度響くということでございます。最近の状況から見まして先ず妥当であるものと考えて

いる次第であります。

○松永義雄君 これは關稅のほうも入れて二割ですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 關稅のほうは、先般も説明いたしましたように、粗糖についてやはり一割の關稅率を予定しております。精製糖に對しましてはそれよりも若干低くなつております。従ひましてその部分と合せて値上りをいたす、こういうことに相成つております。

○松永義雄君 両方加えて二割ということに大体解釈してよろしいですか、そういうふう聞いておいて……。

○政府委員(平田敬一郎君) 粗糖の場合一割でございますので、若干これよりも内輪のものになるかと思ひますが、税から見ますと消費税と合せて二割八、九分程度になるのじやないかと見ております。三割ちよつと弱。

○松永義雄君 そこでさっきの原論に戻りますが、經濟安定とは一体どういうことかという、まあ極めて一部でありますけれども、只今のお話は砂糖、その他味噌とか、醬油とか値上げをして、生活物資が著しく上つておる。あなたたゞ統計のことを言われているようですけれども、事實は、我々の認識から言へば、お台所に非常に大きな響きを与へている。この事實を見て、できるだけ簡単に申上げますが、ベース等も考へて頂かなければならない、税金も考へながらベースをつまみ、コスト・オブ・リビングというところからベースを考へて、この頃はやりのエスカレーターということがあ

るが、一つあなたの御答の範圍内から、どうかあなたの蘊蓄を披露してお答えを頂きたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 砂糖につ

きましては、今申上げました程度の影響でございますが、お説の通り砂糖は現在でも尙輸入が十分でございますんで、どつちかと申しますと、まだ闇価格、自由価格は相当高くなつてゐるといつたような事情もございまして、先ずこの程度の課税によりまして、余り大きく生活に響くとは実は考えていないのでございます。ただ御指摘の全体のベースの問題のお尋ねでございますが、これはむしろ最近の物価騰貴との関係をどういふふうに考えるかという問題が一番大きい問題だろつと思ひます。それでその後における財政の見通し、そういうふうな関連におきまして決定せらるべき問題ではないかと考へるのでありますが、先般もたびたび申上げておりますように、幸ひにいたしまして、昨年の十二月頃までは実は消費者物価指数は極く僅かの微騰にとどまりまして、殆んど上つていなかつたのであります。二十四年の平均を一〇〇といたしますと、十二月が九七と一〇〇といいたしまして、十二月が九七といふ程度でございましたが、今年の一月になりまして少しはね上りまして、それが一〇一ぐらいに上つております。なおその後若干騰貴の傾向にあるのではないかと一うことを憂へてゐるのでございますが、一般の消費者物価がどういふふうに通じて来るか。これが相当動いて来るということになりま

して、情勢が変りますれば、勿論それに

に應じまして妥當な措置を講ずべきものではなかつたかと考へるものでございす。ただ一方におきましては、歳出の側におきまして、最近の特殊な物件につきましては相当実価を上りて来たとしております。この一部の歳出につきましては、値上りしましたために、元の事業をそのまゝやるという事柄は、当然追加歳出を要するといふような事情もございまして、そういう場合におきましてこの財源をどうするか、相当全般的に、若しも今のような情勢が更に今後少し激しくなつて来るということになりますと、そういうことになるのではないかと考へるのでございす。現在までのところ私もまだ具体的に案を考へるという段階に至つていないといふことを申添えておきたいと存するのでございす。

○松永義雄君 もう一点だけですが、

いつも消費者の統計ですが、それを援用せられるのですけれども、併し米の闇価格も相当値上りを来たしてゐる。生活に必要な物資が上るのは、いい悪いは別にしまして、とにかく事實は上つてゐるといふことは、米のごとき、味噌のごとき、砂糖のごときも、延いてその他の物価も値上りを来たする動因となると考へるのは常識だと思ふのであります。政府はしばしば「経済は安定したと言つて威張つていられますが、最近の情勢は、これはあなたのほうに百も御承知だと思ひますが、乱れたものを直す、ベースを上げるとか上げないといふようなことでなくて、それに伴つて行くのが経済安定の本旨ではないか」といふように私としては考へるのですが、御考慮を一つ願ひたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 現在の段

階におきましては、どうも詳しく申上げるだけの材料を持せていないのでございす。先ずやはり前提といひましては、できるだけ物価の安定を図るということに努力を重ねるべきではないか、併しそれにもかからずやはり結果におきまして上つて来たといふ場におきましては、適当な時期にそれに應じた調整は必要ではないかと考へるのでございす。ただやはりこのような措置につきましては現状並びに将来をよく見通しまして適正な措置を講じまさんと、却つてその機会に更に破綻を生じまして、インフレーションの危険を多くするといふたようなことになる虞れもございす。そういう点もよく考慮いたしまして妥當な措置をとるべきものではないかと私は考へておる次第であります。

○油井賢太郎君 今の松永委員の質問

に関連するのですが、砂糖消費税ですが、これはまだ国民の担税率は相当私はあると思ふのです。それでむしろ生活必需品のその他の、例えば先般あなただけから出された関税率の大豆であるとか、落花生とか菜種油とか、そういうたようなものを関税を暫らく免税するとか、石油税を免税するとかいうほうが、経済安定には私は却つて効果がありはしないかと思ふのです。その点に関連して、今まで大蔵省側で検討した結果どんなような工合になされておるか、ちよつとお尋ねしたい。

○政府委員(平田敬一郎君) 砂糖の消費税は現在大体四割の税率でございまして、二割程度引戻しまして、普通の引下げであるのでありますが、砂糖の消費税をもう少し高く課税してもいいじやないかという御議論も確かに一方においてあるかと思ふのであります。併し酒類その他と違ひまして、純粹な嗜好品ともいふ言ひかねるところがございまして、砂糖はやはり或る程度必需品的な性質を有していることは事實でございすので、さればと言ひまして、一時のように食糧の代替物、カロリーの補給源、そういう意味では今日ではなくなつておると考へられま

○政府委員(平田敬一郎君) これは率

直に申しまして砂糖の免除をやめる際につきましても、いろ／＼調べました。砂糖は大体御承知の通り、文明の進歩していない所であればあるほど必需品が少く、嗜好品に近い。非常に進歩した国におきましてはむしろ必需品と関連しておる所が多いようです。作しそれにもかからずやはり砂糖につきましては、大体各国課税いたしておりまして、アメリカにおいてさへ相當に課税をいたしております。でございますが、アメリカあたりは課税率は一番低いようでございます。一〇%未満、五、六%だつたかと思ひます。イギリスあたりは二割程度課税しておるようでございます。その他少し文明の進んでいない国におきましてはものと高く課税しておる所もあるようでございますが、先ず日本といたしましてはほかの間接税の税率と比較いたしまして今免税点を外して課税する際でもございせんし、二割程度の課税といふことは妥當ではないか、こういうことと砂糖消費税の税率を考へておるよ

○油井賢太郎君 只今の局長の話はよ

くわかるのです。アメリカや大抵一人当り一年十六貫目程度の砂糖を消費している。而も世界での文明国で砂糖の消費量が多いほど、いわゆる文明の程度というか、文化の程度が高いとさえ言われている。併し日本では何しろ戦後の復旧ということが非常に重大であり、而も砂糖なんかは大体アメリカの十分の一くらいしかの消費量に現在なっております。そういうものに課税を高くしたところで、国民生活全体の上に及ぼす影響は私は大したことではないと思うのです。併しながらそれに対して徴収される税額というものは、これは相当の額に上ることはまああな

たの御承知の通りなんです。そこで追砂糖の輸入も殖えて参りましたけれども、そういうものに對して、暫らくは嗜好品のほうにウエイトを、重きを置いて、もつと税率を私は高くするなり、関税を高くするなりという措置をとつてそのほかの、いわゆる国民大衆になくはならないような物資の税金というようなものにかかることを控え目にするか、或いは他の税金を下げるとかいつたようなことにされたほうがいいんじゃないかと思うのですが、そういう点について御当局では更に一段検討をお願いしたいと思います。これを希望条件としておきます。

それからもう一つ、配付された資料についてちよつと伺いたいのですが、去年と比べて、今年の一月末のいわゆる租税の収入額ですが、それが八二・三％しかになつていないのです。補正予算において幾分税率を引下げるといつたようなこともされてはいるにもかかわらず、昨年と比べて率が非常に低下しているというのは、これは

どういふことを一休意味するのであるか。つまり国民の生活がこれだけ苦しくなつて、税金の徴収に耐え得られなというものを現わしているのか。或いは当局において徴収が、少しく徴収方法が昨年あたりと比べてゆるくしているという点であるのか、そういうふうな点をちよつと説明願いたいのです。

○政府委員(平田敬一郎君) 御指摘のように一月末におきましては、前年に比べて若干低くなつております。それから二月末におきましてもなお若干低くなつておりますが、これは御承知の通り主として申告所得税の納期を若干、一カ月だけずらしまして、一月末でございましたのを二月末に延ばした面があるのであります。従いまして申告所得税の収入の割合が、その中でも特に悪くなつてはいるようでございますが、そういう点が比較的大きな理由であらう。従いまして三月中旬以後になりますれば、漸次接近して参つて来るものとも考へてはいる次第でございます。その程度も比較的輕微であると考えますが、お話の点は、確かにそういう現象が二月末頃までの実績でございますと、現われているようでございます。併し三月の上旬、中旬以後になりますと大体前年に近い成績を示して来ることになるのじやないか、まあこのように期待いたしております。

と云ふことは、これは相当大きな社会問題じやないかと思うのです。この点については局長の御説明では少し納得行かないのですが、これはもつと掘り下げて御検討なさつて、改めて国税庁あたりと御協議の上御答弁願いたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) これは非常に重要な案でございますので、よく検討いたしておるのでございますが、御指摘の通りに、去年に比べてはありますんで、予算の総額に比べては、二月末の収入割合が八二・四％になつております。昨年は予算総額に對しまして、二月末の収入割合が八六・七％でございまして、四％程度の差があるというところでございまして、全体が前年同期の収入割合に對しまして八二・四％になつておるというわけではございせん。そういうことになりまして、主として申告所得税がし収入が遅れております關係だと思ひます。なおこれはまだや正確でございせん、速報でございまして、三月十日現在におきましては前年が八九・六％でございまして、對しまして、本年が八七・七％、つまり二・六％の開きでございまして、大分接近いたしております。これは主として二月末の納期でありますところの申告所得税等が、二月下旬から三月の上旬にかけて、大分入つて来ました結果大分接近いたしたのでございまして、これは今後督促等を行ひまして、申告所得税が入つて来ますれば、大体同じ所に行けるのじやないかというふうに考へております。

○政府委員(平田敬一郎君) 今の説明でその点は了解したのですが、やはりこの申告納税が昨年と比べて大分悪いということ、これが一番問題になる点だと思ふのです。申告納税のいわゆる是非ということが、これによつて明らかになつておると思ふのです。もう少し申告納税して滞納しないような人に対するところの優遇策というふうなものを講じて徴収方法の改善というふうなものは図れないのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) なおこの申告所得税につきましては、三月の一句で大分更に接近いたして来ております。三月の一句に、例えば前年同期が六七・三％に對しまして、今年が六〇・二％というふうな開きになつて参りましたが、これは今後督促等いたしますと更に接近して来るかと思ひますが、ただ併し、御指摘の通り申告納税が一番やうまく行つていないということは事実でございまして、従いまして今国税庁におきまして、税務署におきまして、殆んど勢力の大半は申告所得税の円滑な査定と、それから徴税ということに努力をいたしておるのでございまして、なかなか問題が簡単に、行かん所も各種あるようでございます。今年度は殊に申告というところに重きを置きまして、相当事前に納税者に對しまして申告の指導をする。そうしまして申告の成績は相当前年よりもよくなつて来つたようでございます。ただ併し非常に理想的な状態に行つておるかと思ひますと、私はやはりではないのでありまして、私はやはりここ四五年は要するのではないかと考へますが、漸を追ひまして改善を加へまして、申告所得税の本旨に即するような納税と徴税が行へるようになりたいと思ひます。これは目下徴税の

方面に力と、勢力の大半を費やして努力しておることは御承知の通りでございます。

○黒田英雄君 小さい問題ですが、所得税法の十一條の五は、生命保険に払込んだ保険料は、二千元までは免除されるのですが、これはこの頃二年とか三年分を一遍に払込むというふうな何があるのですが、こういう場合には仮に六千元とか払込んだものは今年二千元、又来年二千元と引くことはできるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) その年々にして参ります。或る年に払込んだ保険料のうち二千元というところでございまして……

○黒田英雄君 そうしますと、毎年払込めば二千元で、四千元引かれるわけですね。それを一年に二年分とか三年分を払込んでしまつと一遍しか引かれないことになるわけですね。

○政府委員(平田敬一郎君) さうでございます。これは年々に払込んだ保険料のうち幾らというにいたしませんという、繰越しを認めるとか何とかということはとても技術上整理がむずかしいのではないかと考へておりまして、或る人が或る年に払込んだ保険料のうち二千元……

○黒田英雄君 二千元、三千元を一遍に払込んでゐるのは、又来年にしろということになるわけですね結局。

○政府委員(平田敬一郎君) 或いは結果におきましてそういうことになるかも知れせん。

○黒田英雄君 我々非常に便利で向うから参つて来るのですから、こちらは払込んでおつたんですからね。

○小林政夫君 証券の売買差益に對す

る課税について、帰つて大蔵大臣も研究するということになりましたが、その後どういふふうになつておりますか。

○政府委員(平田敬一郎君) この問題につきましては、先般一応大臣もお見えになりましたと御意見を述べたのでございまして、昨年のシャープ勧告で相当重要な改正の一環であつたのでございまして、改正におきましては法人税は、所得税を前払いしておきまして、総合課税の際に法人税を控除する。その半面株式等を売買しまして得た利益、この利益の全額を課税の対象に入れる。尤もこのインフレーションによりまして値上りした分、この名目所得の分は、再評価税を課税するということで、再評価の倍率を乗じて出て来た額を超えて売買した場合には全額を課税対象に取入れる、こういうシステムに昨年変えたわけでございまして、この制度は従いまして相当二十五年度の税制改革の全体の制度の中の一環をなしておるのでございまして。その点は先日大矢委員から御指摘があり、且つ御質問がありまして、大臣もお答えになつたのでありますが、そういう税制の根本に関する問題でございまして、いま少し実施の状況を見た上でよく検討したい。果してどの程度まで実際にいいて価格を補足ができるかどうか、それからそういう方法がいかにどうか非常に問題が多いと思いますが、経済的に見ますと、この制度は二つの見方から判断して参つたらどうか、今度の制度は非常に株式を投資目的といひますか、利廻探算を基にしまして株式投資をする、余り株の値上り値下りで儲

けようというのでなくて、長期に定安した株式投資、而も配当を、相当配当所得を得たいというのでその見地から投資する人、こういう人に對しましては実は非常にいい、いいと申しますか、有利な制度でございまして、今までは比へまして……。今までは御承知の通り、株の配当に對しましては源泉で控除しておるのは、法人税を課税しまして、それを配当率を源泉課税で二割差引いて、而も総合課税でもよつびり、一割五分という制度を実は二十四年から実行したのでございまして。その前は全額総合課税をしたりしておつたのですが、二十五年度の改正によりましては、その源泉課税は全部やめまして、そのほかに配当を総合課税する場合に、配当所得の二割五分、税額を控除として引くんです。課税所得から引くのはございせん。所得の税額から差引きますから、二重課税をする、それを排除する。その結果投資家の利廻探算は非常に株式の場合よくなつております。そういう点は非常に將來の株式投資に有効な役目を果しております。その半面從來は譲渡所得に對しては、一時所得というので二分の一を総合課税にいたしておつたのでございまして、今度は全額総合課税する。

○政府委員(平田敬一郎君) 大抵再評価積立金は、原則として株主のものだといふ觀念をとつておるのでございまして、会社の資産の含みをつまり評価しまして表面に計上したということと

けようというのでなくて、長期に定安した株式投資、而も配当を、相当配当所得を得たいというのでその見地から投資する人、こういう人に對しましては実は非常にいい、いいと申しますか、有利な制度でございまして、今までは比へまして……。今までは御承知の通り、株の配当に對しましては源泉で控除しておるのは、法人税を課税しまして、それを配当率を源泉課税で二割差引いて、而も総合課税でもよつびり、一割五分という制度を実は二十四年から実行したのでございまして。その前は全額総合課税をしたりしておつたのですが、二十五年度の改正によりましては、その源泉課税は全部やめまして、そのほかに配当を総合課税する場合に、配当所得の二割五分、税額を控除として引くんです。課税所得から引くのはございせん。所得の税額から差引きますから、二重課税をする、それを排除する。その結果投資家の利廻探算は非常に株式の場合よくなつております。そういう点は非常に將來の株式投資に有効な役目を果しております。その半面從來は譲渡所得に對しては、一時所得というので二分の一を総合課税にいたしておつたのでございまして、今度は全額総合課税する。

○政府委員(平田敬一郎君) 大抵再評価積立金は、原則として株主のものだといふ觀念をとつておるのでございまして、会社の資産の含みをつまり評価しまして表面に計上したということと

○政府委員(平田敬一郎君) 大抵再評価積立金は、原則として株主のものだといふ觀念をとつておるのでございまして、会社の資産の含みをつまり評価しまして表面に計上したということと

○政府委員(平田敬一郎君) 大抵再評価積立金は、原則として株主のものだといふ觀念をとつておるのでございまして、会社の資産の含みをつまり評価しまして表面に計上したということと

○政府委員(平田敬一郎君) 大抵再評価積立金は、原則として株主のものだといふ觀念をとつておるのでございまして、会社の資産の含みをつまり評価しまして表面に計上したということと

○政府委員(平田敬一郎君) 大抵再評価積立金は、原則として株主のものだといふ觀念をとつておるのでございまして、会社の資産の含みをつまり評価しまして表面に計上したということと

○政府委員(平田敬一郎君) 大抵再評価積立金は、原則として株主のものだといふ觀念をとつておるのでございまして、会社の資産の含みをつまり評価しまして表面に計上したということと

○政府委員(平田敬一郎君) 大抵再評価積立金は、原則として株主のものだといふ觀念をとつておるのでございまして、会社の資産の含みをつまり評価しまして表面に計上したということと

○政府委員(平田敬一郎君) 大抵再評価積立金は、原則として株主のものだといふ觀念をとつておるのでございまして、会社の資産の含みをつまり評価しまして表面に計上したということと

○政府委員(平田敬一郎君) 大抵再評価積立金は、原則として株主のものだといふ觀念をとつておるのでございまして、会社の資産の含みをつまり評価しまして表面に計上したということと

事実上そういうことが起つておりまして、それで如何に兎町の人間が株式民主化と言つても、兎町の橋は渡れんという、怖くて行かんという気持ちが強くなる。一体そういうふうな点について、まあこれは希望にはなるのですけれども、實際問題についてもう少し法律の条文だけをきめたからつたつて、それを行ふ意思があるということに前提ないといふけれども、その先は余り言いますと差障りがありますから、内部に触れないでおきますけれども、實際もう少しこういう法律を作るのに実態をよく見極めてお作りにならなければ、文字だけ並べて置いたつてこれ何にも効果はありません。やはり積立金のごとき税金を取つたほうがいいのじやないか、何でも取つたほうがいいのじやないかという考えが、そういう精神があるのですが……

○政府委員(平田敬一郎君) 積立金に対する課税を、措置法で停止いたしましたのを、できる限りこういう際でございますから、社内留保を多くして、自己資金で産業資金を調達するようにという趣旨を加へまして、この課税をやることにいたしましたのでございます。併しこの負担自体としてそれほどの問題でございませんで、これがために非常にそういう方向に行くかどうか、これが問題だと思ひますが、まあ併しこういう空気を作りますと、おのずからそういう方向に相当行き得るのじやないかというのを考えまして、この措置をとるようになつたような次第でございます。それから先ほど御指摘の資本の再評価積立金のはうは、これは御承知の通り固定資産の評価の付け替えをやりまして、それを積立金に整

理するだけでございまして、その積立金を、而も株式資本金に振り替へると申しますか、加へると申しますか、そういうことでございまして、これは異議はあるまい。そういったしまして会社の資本構成をむしろできる限り最近の経済事情に合つたものになつたつて、それでむしろ経営者が逆に難堪されるというふうな方向に行くべきではないか、最近の配当率等が非常に四割、五割と言つて、一応高いようですが、実は非常に低い。四割、五割と言ひまして、表面上の資本金が非常に過小なために、それが余り大した配当じやないという場合が相当多いのであります。私どもはむしろこの基礎の確立した企業の場合におきましては、或る程度この再評価積立金を資本に組入れまして、資本金を最近の貨幣価値に近づけて果してどれくらいの利益を上げて行くのか、配当をどうするのか、将来の経営をどうするのか、そういうふうなことにつきまして経営者の、悪く言ひますとごまかす余地をなくする、よく言ひますと、まあ経営の基準をはつきりさせまして、やつてもらうようにするという方向に行くのがいいのじやないかという趣旨で、実はこの組入れを認めようという考えでございまして。なお御指摘の通り、余り資本金を少くして、五割配当といつて、表面上は高い配当をいたしております。勢い安易な企業の中には、こんなに儲けて配当しているのだから、会社の社内におきまして、或る程度経費として交際費等、多少支出してもいいのだ、こういう考えを持つてゐる人もおるのではないかと思ひます。そういう点の

是正にも、むしろ多少養ひ得るのじやないかというふうな考へておるのでございまして、いろいろな措置を講じまして、できる限り会社の経営の合理化を図りますと同時に、社内留保による資金の蓄積ができるようにしたいといふのが、今回の各案を通じました一つの考え方でありましてを申添えておきたいと存する次第であります。

○松永義雄君 一応まああなたの立場から、あなたの説明せられたことは、会社にとつては、それは非常にいいことではあります。併し税金をかけられるから積立しないでどん／＼配当してしまへ、税金を取らないようになつたのだから留保処分をどん／＼やつて行かれる、そしてまあ産業の合理化ができるのではないかと考へる、一応それは納得できるのですが、ところが現在の会社の経営方法のごときは、實際どうかと思ひますが、一々これはまあ例示することはどうかと思ひますが、今の重役諸公なんてのは、一口に言へばゼントルマン的じやない。それからもう一つ、少い資本で利益が上つてゐるので、配当すると五割とか、四割とか……まあ株数を殖やして、そうしてとにかく表面的でも率を低くして行くと、その点の説明は私はそれをイエスとは言へないのですけれども、併しあなたのおつしやつたことはわかりますけれども、それがためにその会社が儲つて行く場合に、留保所得のほうへほとんど廻して行くなり、とにかく又株のほうへ配当を廻して行けば、却つて五割で済んだものが、今度は元の株数から言へば十割になつて来るということになつて行つて、会社というものが、会社自身及び株主自身が非常な利

得をする結果になるので、これはまあ最近の経済情勢の然らしむるところであると思ひますが、そういう傾向になつてゐる際でありますから、又元に戻つて、これは法人税の問題である、所得税の問題である、勤労所得税を何とかして行く、そういうことも考へられるといふことを一つ申し上げます。まあ私がそう思ふのですから、一つ政府においてもそれが正しいかどうか一つ御研究願ひたいと思ひます。結構です。

○政府委員(平田敬一郎君) 法人税の負担が少し、輕いのじやないかという議論が大部分最近ございまして、恐らくむしろ法人税を増税して所得税を軽くすべきじやないかという意見が大部分出ておるようでございますが、これは先ほども申し上げたように、一つは法人の課税制度につきまして、先ほど小林委員のお話もありましたようなシステムを導入することにいたしましたのが一つと、それからもう一つは、超過所得税を昨年やめたのでございまして、三、五％の普通所得税だけで果してこれでもいいかどうか、こういう議論と存するのであります。で最近の状況から見ますと、法人が相當に成績を挙げておると思ひますが、最近の税率が、税負担が合理化されましたために、法人企業の決算は相當よくなつております。今までのような高い税率がかかつておりました時代に比べまして、むしろもうその利益を堂々と一つ正しく申告をしようという方向に最近相當来ておるようであります。これは税率の合理化と同様に一方におきましては査察機構の活動もあつて力があると思へるのでございまして、それによりまして正し

い利益が正しく申告されて行きますれば、非常に傾向としまして私はいい傾向に來ておるのではないかと。そうしますと非常に全体の負担が公正になるといふ点が考へられますので、法人税につきましてはそのような点に特に期待をいたしまして、余り税率の引上げを急ぐのは、私どもまだ如何であらうかと考へております。ただ現在としまして経済の状況等大分變つて來ておりますし、それから先ほど小林委員から御指摘のありました点の課税制度等につきましては、實際の状況によりまして更に検討いたして見たいと思ひますが、そういう点につきましては相當將來問題にすべき点が残つておることは率直に申し上げてもこれは認めておるのであります。そういう点につきましても、よく情勢の推移等考へて、そのときに應じて適切な税法ができるように今後も努力いたしたいと思へる次第であります。

○松永義雄君 もう一点お伺ひしたいのですが、くどいようですが、会社が儲かる。儲かる。留保所得を考へれば、又それ自体として或る側から言へば筋の通つた話だろうと思ふのですが、併し金が溜まつて來るといふと、これはこの間の新聞に書いてあります通り、どん／＼不動産を殖やして、ほとんどビルディングを建てる、或いは会社とは直接の関係ない事業税を払う方面において盛んに贅沢な建築が行われるといふようなわけで、先ほど申し上げたように会社の重役の浪費とか、脱法的な浪費、これはあなたとして会社との関係はどういふことになるか知りませんが、浮いた調子になつて

しましるるが多分あるのではないか。我々として見れば余り配当し過ぎるじやないかといつて非難をするのに、その上に濫費して重役があらにちらに使う、それじや一体むちやくちやな資本主義じやないかということを感じておるわけですが、その点を一つ、くどいようですが、先ほどと同じことを申し上げて、一つ御説明願いたい。

○政府委員(平田敬一郎君) 会社の濫費の問題は、税制の場合でもいつても私は昔から議論しておるのでございすが、どちらかと申しますと、超過所得税等相当高率の課税をする、利益を出せばその出した分の大部分はこれは税で取つてしまふということのほうが、むしろ濫費に向ふ處れが一般的に多いようであります。三五%程度のラットな税率にいたしますと、その点はむしろ濫費に向ふしめない方向に行くようでございます。ただ御指摘のようにより更に一層状況がよくなつて、これまでの税金を納めてもお余裕絳々としておりまして、従つて贅沢なことが出来る、そういうことになりまして、これは又そういう見地から自然会社が贅沢なと申しますが、やることの余り必要ないことまで儲けた機会にやつてしまふ、こういう傾向になるかと考えるのでありまして、御指摘の点はむしろ後者の点だろふと思ひますが、併しその辺はやはり税金が高いと、又濫費に追い込む、その結果をどうするかという問題であらうと考えるのでありますが、資金の融通等についても、私はやはり相当儲かつておる企業等は、銀行等の貸出についても或る程度の調節を加えられますれば、儲かつた資金は

本当に必要な方面の資金に流して行くという方向に或る程度行き得る可能性がありまして、今の段階におきましては、余り会社に重税を課して逆に濫費に行かせるという方向に行かないほうがどちらかと申しますと望ましいのではないかと考えますが、併し御指摘の通り、大分いろいろ企業等もございまして、そういう情勢等をよく注意しておきまして、税制の適用につきましてもその情勢に適應するよう工夫を凝らして行くこととは当然努めて行くべきものと考えるものでございまして。なおこの留保所得を多くするという点で、濫費が多くなるといふ御心配でございしますが、これは実は会社が交際費とか、或いはいろいろの少し贅沢な経費を出す。これは経費になるのです、実は率直に申しまして……従つて留保所得はそれを引いた残りなんぞございまして、留保所得を軽くして行くということになりまして、これはあえて使わないで留保しておきまして、その資金を有効に使つておきまして、これはなかく一つの角度だけからは判断はむずかしい、いろいろの要素がございしますが、お話のような点もよく考えまして、将来とも安当な課税制度のできるように努めたいと考えておる次第であります。

○松永義雄君 口論みたいになるのですが、まあ税金を取つても、税金を払うくらいならば使つてしまつたほうがいい。これは昔からよく申します。留保所得は……、留保所得とおつしやいませが、そのところはやはりあれなんではしやう。動産や不動産にやつてもいいわけなんですから、そこで問題は、

重役がまあ一坪五百円の地所を六百元で買つて見たりですね、……といつたようなことが従来行われておつたようであります。殊に最近まあ相当な信用のある会社においても、具体的な一々の例は申上げませんが、動産と言いますか……といつたような売買について、まあよくそんなことやつていられるもんだなどいふことも我々は見受けてゐるようであります。結局これは経済というところに道徳を入れるということ、なか／＼むずかしいことかも知れませんが、併しそれが徹底しなければ、たとえあなたが誠意を以てこゝういふ法律案をお作りになろうとして見たところで、それは実効が挙げられない。結局それは将来日本の経済組織がどういふふうに行くかといふ大きな問題だと思ひます。そういうことも考えている委員も一人いるということをお認めになつて頂きたい。

○委員長(小串清一君) この法案についてはまだ御質疑がありましようね。

○清澤俊英君 ちよつとこの今日のおれと何か違つておるかも知れませんが、最近新聞を見ますと、酒の小売の値段を上げられるような新聞がぼつぼつ見えておりますが、あれは大体どうなつておるのですか。実はあの問題について、酒税のこの前の引下げのときに米の値段も上るし、物の値段も上るのであなたに大体どうであらうかと……いや、それは心配ないというお話があつたようであります。それが一カ月もたつたうちに上るといふ話をぼつぼつ聞きますので、若し上るとすれば、その事情をお伺いしておきたいと思ひます。

案を御審査願ひましたのは、たしか昨年の十一月でございまして、まあ四カ月前になるわけでございますが、その当時といたしましては、私どもは米は或る程度上るといふことで、この米の値上りに伴う価格の改訂はいずれしなければならぬらう、併しその程度は比較的輕微だと考えておるといふことを申上げておいたのでございすが、その後更にコストの計算をいたして見ますと、最近では殊に小運送賃等が相当値上りをいたしておるようでございます。それから米以外の原料につきましても、例えばいも類等が昨年の十一月に比べまして、やはり実際に取得しました原料が少し高くなつておるようでございます。従ひまして、或る程度生産と販売の適正を期するために、最近の原価事情に應じた価格の改訂といふものは必要じやないかといふことを考えまして、目下相当精細な原価計算をいたしまして、価格の改訂を立案中でございまして、その結果といたしまして、まだこれは確定ではございせんが、清酒の場合におきましては一升当り二十五円乃至三十円、それから焼酎がやはり大体三十四円前後、その他そういう類の値上げはどうも最近の原料高、運賃高等からいたしまして、止むを得なからうといふので、目下そういう値上げを、価格の改訂を行うべく取り進め申してございまして、その程度の値上げでございまして、値段からいたしますと清酒が、二級酒が大体四百六十円でございまして、四百六十円に對しまして二十五円の値上りですと約五%、焼酎は三百三十円でございしますが、これが三十円上りますと、

これは一割近くになります。この程度の引上げは、今の事情からいたしまして止むを得なからうといふ趣旨で目下改訂を取り進め申してございまして、この際申上げまして御了承願ひたいと思ひます。

○清澤俊英君 それからこれは法人の所得の問題ですが、松永さんから大分御質問があつたようですから、重複しておるかどうかわかりませんが、大体法人の所得といふものは、これはまあ小さい会社はそうでもありませんが、少し大きな会社になつたら果して完全にかむ御自信があるのですか、大体は地方の税務署が行つて安協して来るのじやないかといふ考えを持つておる。常識から見ても、地方の税務署全体がかかつて見ても、大きな会社になればそれより以上の人員を揃えて経理をやつておるのに、それをそれより以下の人で行つて、技能的にもそれから又知識的にも以下の人が行つて果してつかめるか、つかめないか。従つて一般にまあ何億という儲けのあつたところでは、その三倍も五倍も儲けておるといふことを言つておるのです、そういうものに對する御確信はどうでしやうか。結局しますれば、この間の日榮の問題に際しまして、小坂総裁が言うように、何かわからない金が何十億もそこらにころついておる、そういうものはさつぱりわからない。こゝういふことはどの会社にもあると思ひますが、そういうことに對するつかみ方に対する御見解を一つお伺ひいたします。

○政府委員(平田敬一郎君) お話の点は一応常識的と考えます。それが最近はどうちかと申しますと、むしろ傾向

が逆になつて参りまして、大会社のほうがむしろ調査が徹底して、相当適正な査定ができておりました、中小のほうがつちかちと申しますとおまだ不十分のような事情にあるように、そこまでむしろ進歩したと申しますか、なつておるのでございます。それから御指摘の税務署の役人ではなか／＼むずかしいという、全く私も同感していただのでございますが、二年ほど前の改正で、先ず査察官を設けて、悪質の脱税をやつてゐるものと認めますものにつきては、優秀な官吏を査察官といたしまして、査察官が同時に多数で調査できるようにいたしてあります。これは税務署単位にしませんで、国税局単位に配置しております。それからそういうものでなく一般の調査にいたしまして、税務署の管轄から国税庁の管轄に大きな会社のは移しまして、調査を、これは国税局の調査官というのが専ら当ることになつております。この調査官は更に税務官吏の中の相当な経験者であり、且つ優秀なものを比較的多数揃へまして、必要に応じて五、十人一緒にやつて調べることができるよう機動的な組織を築いておいて、従ひましてこの調査官等が調べますと相当いい成績を挙げて来ているようでございます。それからもう一つは、これは二十五度の改正から申告者に実は重役、社長、それから経理担当の責任者、これらの自署捺印という非常にむずかしいことですが、この申告は正しいもので自分が作つたものであるということを立証せしめる意味におきまして、自分で自署して出さなければならぬ、裁判ではない、変な書類を作成いた

しまして、あとで脱税等が起つた場合におきましては、従つて社長なり経理担当の重役は逃げることはできない、こういう仕組みに昨年の改正でいたしたのでありますが、そういう点からいたしまして相当正しく申告する、余り変なごまかしはできない、こういう方向に進んで来ようであります。それからそれと、先ほど松永さんに申上げましたように法人税の税率、制度自体が相当合理化されまして、所得の計算方法も合理化されまして、税率も三五％の一本の税率にしたということでありまして、まあ大きな会社等は、あとで税務署或いは国税庁等から変な責任を問われるよりもむしろ正しい申告をすつとやつたほうがいいということに最近相当来ておるようであります。そこで私は大会社は今はどちらかといひますと、相当よくなつて来ておるわけです。ただ非常に技術的な点でまあ相当問題が残ることは事実でございますが、その点につきては成るべく取扱方針等も公開いたしまして、それに準拠して計算するように事前にやかましくいつております。それから事業におきましては、できるだけよく取調べまして、適当な計算をするようにしようというわけでありまして、この点は飛躍的改善がなされるのじやないか。従ひまして御懸念の点はむしろこの中頃と申しますか、その会社にどつちかと申しますと、まだ相当残つておるのだ、この辺の同族会社になりますと、なか／＼第三者もいないで、一人か二人で負担してやつておるといふことになりまして、どつちかと申しますと、経理を適当にやる余地が多いのでございますので、そういう方面に

つきましては更に一段と調査を徹底させまして、正確な申告と査定ができるように努めて行くべきではないかと考へておるのですが、そういう方面につきましてもよく注意いたしまして、今後勉強して行くつもりであります。

○清澤俊英君 それでこの間も鉱工業貿易公団の審査の際ですが、不足金の一部を一般会計から補填すると、あの審査の際にまあ十何億の価格差の損失などが出ております。大体あれらのものを考へて見ますと非常に安いけれども、二十五年前期あたりから後期にかけて大体相当量が入つておる、殊に繊維品などが非常に多いと思つてあります。それがまあ二十五年の朝鮮動乱以来急激な暴騰を來たしておる、こういうのはよほど大変な利益を得ておるだらうと思ひます。従つて会社の名前は申しませんが、或る会社のごときは、これらの変動によつて数十億を儲けておると、そういうので、小会社などへどん／＼と金が廻つて来て、そしてそこでもう現にその小会社などが地方の物資を全部買溜めしておる、一年分くらいの品物も買溜めしておるから、そこにおる従業員などは、うちの会社は昨日まで遅配で困つておつたが、もう大丈夫だ、もうここの半年や一年くらいはちゃんと材料まで買ひ金が来てるのだからというのを言つておるのです。こういうようなものに対することが間違ひなく調べられておるでしようかどうか。

○政府委員(平田敬一郎君) お話のよるな点も私もちよい／＼耳にいたしております。一般の株式を公開しておるような会社は決算上の利益には出さなくても、申告の際にはすつかり利

益を出して来るような所もございまして。それからそうじやない向きに對しましてはよく調査を徹底させまして努力をいたしたい。さつき申しました調査官の制度等も、相当人間を揃へまして、私も先般大阪の国税局に参りましたところが、一堂に集めて何か講習しておる、何だと聞きましたところが、調査官を百四、五十人一緒に集めまして、調査官の講習をいたしておりましたが、そういう官吏をうまく機動的に動かしまして調査しますと相当な成績を挙げ得るというので、目下国税庁におきまして、朝鮮動乱以後特に景気のいい所、利益を大いに収めたと思へる所、こういう向きに對しましては特別調査の計画をいたしておるようでございます。特に糸へん金へんと言つておられますが、そういう方面のみならず、いろ／＼な情勢からして相当利益を挙げたものと認められるような部面、この部面に對しましては手遅れなく、うまく調査することをしまして後援を來たさないように努力しております。私は相当成績が挙つておるのじやないかということも期待してありますが、そういう計画も漸次適切に行われまして、公平な課税ができるように努めたいと思つておる次第であります。

○油井賢太郎君 資料を拜見していただきますと、今回昭和二十六年年度の予算に所得税、法人税等を計上されておる基礎や何か明細に書いてあるのですけれども、これはこの前の補正予算のときの延長であつて、實際二十六年年度の税法改正といふのは、あの補正予算の當時とは大分變つておるのだからもう勿論直さなければいかにのじやないかと思ふのですが、まだ何も局長は改正する

必要を認めておられませんか。それとも近い将来やり直さなくてはならない段階に來たというふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(平田敬一郎君) これはもう油井さんにたび／＼お答えしたのですが、補正予算にそのまゝが載つておるわけではございませんで、補正予算の数字と所得税とは緊密なる關係をとつておりますが、二十六年度において、実は増加見込をそれ／＼指数で現わしまして、それで基礎を出しておるわけでございます。それでその増加見込の指数が、この案を最終的に認めましたのが十二月、乃至一部は今年の一月中であります。法人税の収入等が成績が非常によろしいのでだん／＼計画を立てるにつれて、この一月中旬に最終的に余計に見たのでございまして、更に一層余計見込をすることが必要かどうか、できるかどうか、こういう問題だらうと思ひます。この点は率直に申上げて、最近までのような傾向が今後なお引續く、こういう傾向が続いておるといふ、或いは若干又激しくなつて来ると、こういうことになつて来ますと、これは私は或る程度の見込替へをする時期が来るかと存じますけれども、今の段階におきましては、まだいづつという方法において変えてやるべきかといふところを具体的に申上げる段階までは至つていないことを御承知願ひたいと存じます。

○油井賢太郎君 そこで若しそういうふうな段階に來た場合には、どの税を一番先にやり直すかといふことは問題になつておるのですが、私はこの基礎控除ですね、各種の基礎控除の率が、今回の改訂では少しくまだ少な過ぎ

る、こう思われるのですけれども、局長のお考えとしてはその点どうでしょう。

○政府委員(平田敬一郎君) 基礎控除は二万五千円から三万円に引上げるわけでございます。その一番関係の深いのはやはり消費者物価指数だと思っておりますが、二十四年度を平均しまして、この一月の指数が一〇・一じやなく、正確にいいますと一〇・九、こういうことになっておるようでございます。昨年の十二月は九七くらいでございましたが、少し上りまして一〇・九になつております。従いましてこの指数が少し上つて来ますと、これは現実家庭で購入する物資の価格が上つて来たということになりまして、購買力の変動と申しますか、そういうことを實際立証しておるということになると思うのでございまして、この指数の動きに一番注目いたしておるのでございまして。従つてこれが又どん／＼上つて行くということになりますと、更に又所得税の控除等につきましても、或る程度検討するの、これはまあ理窟を申しますと正しい行き方ではないかというふうに考えます。併し二十四年の基礎控除は一萬五千円です。それを二十五年に二万五千円にし、今度二十六年は三万円にするようでありますから、二十四年の水準に比しまして大体水準が同じでございます。これに對しまして倍になつておるわけで、所得税につきましては、私は相当な改善が行われたというふうに今でも考えておるわけでございます。従いまして今後更に上げるか上げないかという問題になつて参りますと、これは今後における財政事情と申しますか、歳出の側の

事情も併せて考えて、所得税の合理化をどうするかといったような問題をやはり総合的に考えません、それから先にやるべきかというふうに今からきめてかかるというの、少しむづかしいのじやないかと考えますが、今後の情勢の推移等を考えまして、勿論そういうような点につきましても、我々は始終研究を怠らないで参りたいと考えているのであります。

○油井賢太郎君 もう一点、たしかシヤウブ勧告の中に、一体税率というものは半分以上で取られるなら仕方ないけれども、それ以上取られるようになるのは不合理だというようにことが書いてあつたように記憶するのですが、地方税を合せますとやはり七〇%、或いは八〇%というふうな高率課税になるのがあるのです、そういうのも将来順次訂正されるようなことは検討なされまじうか。

○政府委員(平田敬一郎君) 所得税の最高税率をどうするかというのは、非常に今問題で、二十五年度の改正でもその点の一つの大きな問題になつたわけでありまして、これは五五%であります、それに市町村民税が約一割八分、標準で行きますと……それを入れますと従つて六五%くらいであります。この事業税はこれは所得から経費で差引くのです。一種の事業の経費的なものと認めまして、まあこれを負担の中に入れていいかどうかいろいろ議論がありました、一応私どもは除外してもいいのじやないか。殊に二十六年度から附加価値税になりまして、はつきり売上げ税みたいなものになりますので、なお更そうだと思ひますが、大体六五%の所得税の最高税率が果し

てどうかという問題だと思ひます。その点から考えますと、実は少し率が低いのです。先般各国の所得税の概要をこの委員会にお配りしましたが、アメリカは現在九二%、それを今度は九六%に上げるといふふうに大統領は勧告しておるようですが、イギリスは九五%非常に高い税率で、ドイツもよく調べて見ましたら九〇%以上課税しているようです。

従つて所得税の税率が五五%、地方税を入れますと六五%、こういうことになりまして、むしろ低過ぎるのじやないかという議論がどちらかと申しますと多いのです。ただその点につきましては、新税制は富裕税で負担するという建前をとつております。高額所得の会社の重役さんの所得とか、或いは事業によつて生じた所得に對しましては、いきなり高率課税しないが、一旦所得が資産化したしまして、その資産から生ずる所得に對しましては、富裕税と合せて相当の高率になる。五千万円を越しますと千分の三、利廻が一割と計算しますと、所得に對しましては富裕税は三〇%の負担ということになります。で、そうしますとやはり所得税、富裕税を合せますと、相当な負担になる。そういう問題を併せて考え、どういふふうにしたら所得課税として一番いいかという問題に帰着して来ると思ひます。従いましてこの問題は、富裕税と併せて所得税の最高税率を按配するという考えは、シヤウブ勧告においては特に強く謳つておるわけでございますが、そういう点をどういふふうに今後考へて行くか、これは非常に税制の上における常に重要な一つの問題であるかと考へ

るのであります。それから私は、所得税は地方税を入れました六五%でございますれば高いほうではない、むしろ問題は、所得の最高税率の適用を受けるブラケットが今は五十万円、百万円に……、これは最近の貨幣価値からいつて安当かどうか、むしろその辺に問題があるのではないかと。百万円の所得と申しましては戦前の貨幣価値に直しますと、まあ五、六千円くらいの所得でございますが、二百分の一としまして五千万円になります、その辺に少し問題が残つておるのではないかと。従いましてむしろ会計区分、できますれば私は将来なお上にずらすほうが望ましいのではないかと考へております。が、今の段階におきましては、最高税率の問題につきましては、そのような点が今後の研究問題とならうかと考へておる次第でございます。

○森八三三君 非常に小さい問題であります、農地改革の最後の仕上の一つの考慮として、御承知の土地の交換分合を推進して行かなければ、更に一層生産を高めて行くことが、労働力的にも関係いたしまして非常に困難であるということ、政府のほうもこの問題につきましては、かなり農林省を中心として積極的に推進をされておるといふ状況にあるのでございまして。これは非常に細分化された農村の実情から申せば、非常に大切な問題だと思ひます。その場合に等価の交換のときには課税の対象にはなりませんが、不平等の交換の場合には、その超過部分に對して所得の課税があるというふうな話を聞くのでありますが、それがどのような取扱ひになつておりますのか。若

し私の聞くようなことでありますと、非常に面積の細分化されております農家に對しまして、理論的な根拠からは交換分合を推進して行くということが実質的には進まないという結果になりまして、国家的な増産を達成して行く上において、殊に国内食糧の自給度を高めて行くという観点から非常に支障があると思ひますので、好ましい方法といたしましては、こういうような問題は何かの臨時措置が講ぜられて然るべきかと存じますのであります。が、その辺どういふような取扱ひをされていきますか。又今後のお考へについて承わりたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 土地の交換分合という問題は、農業の生産を上げる意味において重要であることは、私どももとき／＼承つておるのでございまして、現在におきましては、登録税につきましては、交換によりまして保存の登記をする場合は登録税を免除する、これは租税措置法でその規定を設けて、そのような場合におきまします障害をできるだけ少くするよう考へておるのでございまして。それから所得税の問題におきましては、これは何か特別の法律でも作りましてよほど強制的に広汎にするようなことになりますれば、これは確かなお今後研究の余地があるかと思ひますが、現在のところにおきましては、交換しました場合におきましては、御指摘の通り等価交換の限度におきましては、譲渡所得には課税をしない。ただあとで譲渡した土地は、前の土地の原価で買ったもの、こういうことになつております。その土地を将来更に売買した場合には、譲渡に課税をする、こうい

うことにいたしておるのであります。ただ差額がありまして、金銭で一部の対価を得ておる、こういう場合ですと、その機会に譲渡所得に課税計算をしまして課税しておきませんと、将来におきまして課税するという機会がなくなりまして、その限度におきましては、これはやはり課税をするのはいたし方なからうというふうに考えておるのでございます。尤もその際におきまして、土地等につきましても、再評価法に基きまして再評価をするこゝとなつておりますので、財産税の評価額から一定の倍率の所までは所得税の課税対象になりませんで、ただ六〇の再評価税だけを行うことになつております。先ず大きな支障はないのではないかと考えますが、なお併し特別の法令等を設けまして相当一般的に且つ強行的にやるといふような政策でも行われるということになりますれば、或いは若干の研究の余地が残つておるのではないかと考える次第でございます。

○森八三三君 尤もこの問題は非常にむずかしい問題でありますので、すでに個々人の耕作面積が非常に小さくなつておりますので、大規模にこれを強制的に推進をするということについてはいろいろ問題もあると思ひます。という関係から、自然部落なり村なりで話合つて円満に進めて行くというよりな方法が当然考えられて行くと思うのでございますが、そういう場合にその超過所得と申しますか、現金で収受いたしましたものが、實際その農家の収受したという関係には置かれないうけでありまして、むしろどつちかと申しますれば、いい土地を手放すとか、

面積が小さくなることは、現在の農業経営から考えますれば非常に喜ばないことを、国全体の生産を上げて行くという観点から強行するということになりまして、昨年から三五％の超過と申しますか、現金収受の分につきましては、これが他に土地を求められたいことになりまして非常に結構であります。が、当然現在の情勢におきましては、新しい土地をそれによつて求めるというところは困難であつて、自然その農家の経営規模というものは縮小され、生産は非常に低い状態にやつて行くという結果になるわけでありまして、国全体の生産増強のために一つの犠牲を強いられたいということになるわけでございますので、これは今後の問題として十分御研究をお願いしたいと思います。

それから法人税の関係であります。が、たしか先日大矢委員の御質問に對しまして、大蔵大臣から御答弁があつたように記憶いたしておるのであります。が、中小企業でございますと商業組合とか、水産農林関係の組合のごとき零細業者の団結いたしておられます。特別の任務を持つ法人、而もそれらは大部分法律におきましてそれ／＼営利を目的とすることを禁止されておるというふうな状況でもありますので、こういうものに対しまして法人税につきましても、相当考慮をして頂くべき内容があるのではないかと、でき得ますなれば、これは免税措置を期待いたしたのであります。が、国全体の財政の關係もあることだと思ひのでございます。が、といつて一般法人と同列に並べておるといふ現行法では、その持つてゐる法人の特殊な性格から申しまして

欠ける点があるのではないかと考えるのであります。が、これに對しまして今後のお考えを承わりたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 特別の法人につきましては、昨年から三五％の同じ税率で課税するということになつたのでございます。が、その前は若干一〇％の差がございましたことはお話の通りでございます。ただこれは私もそういう法人の所得を計算する際に、法人の特殊性は十分に考えておるのでございます。例えば産業協同組合でございますれば、組合員に對しまして、事業の分量に應じてなす配当と申しますか、これは所得から除外する、課税所得に算入しないということにいたしておられます。而うしまして純粹に出資を中心としまして組合の中に利潤として残る部分、この部分だけを、実は残るところの部分として出資に應じて配当する分、この分だけがいわゆる法人の課税の対象に実なるのでございます。その事業の分量に應ずる配当の分を除外しましたあとの部分におきましては、普通の会社の分と実質において差がないのではないかと、いうことを考えまして、同じにいたした次第でございます。ただ併し現在として小さい法人である、或いは法人自体も資本が薄弱だから低くすべきかどうかというふうな問題が別にあるかどうかと思ひますが、そういう問題としまして今後研究をするかしないかというところに帰着するのではないかと考えるのであります。なお非常に、そういう団体でありまして課税上ではどうにも行かないというふうなものに對しましては、別途に農協等に對しまして一定の措置をとるようなことを考えておる

のでございます。が、大体今申しましたように、この出資を中心としましてこの利益があり、配当する分、こういう分につきましては、まあ特別に差をつけたほうがいいかどうか、これは将来におきましても研究して見たいと思ひますが、まあ特別に担税力が弱いものとしたしまして、特別な政策を、どういふふうな率を低くするか、そういう問題として考えるべきものではないかというふうなところを考えておるのでございます。なお一種の商品の売買とか、或いは製造とか、そういう通常営利事業で行なわれまふような事業、又所得につきましましては、ひとり特別法人のみならず、昨年から公益法人、民法三十四条の法人等が行います場合におきましてもやはり課税する。いやしくも一定のいわゆる取引と申しますか、普通の営利事業で行なわれますような事業を、特定の団体等で行いまして、それによつて利益が出て来なければこれは課税しませんが、利益が出て来た場合におきましては普通の法人にも課税するという、まあ二十五年年度の改正で一貫したのでございます。が、その辺果して実情に即するかどうかという点で再検討の聲が出て来ておるようでございます。が、そういう点につきましてもよく研究して見たいと思ひます。理論は今申し上げましたような理論で出て来ておりますことを併せてこの機会に申上げまして御参考にいたしたいと思ひ次第であります。

○森八三三君 只今局長のお話の出資配当と、それから事業の分量に對する配当の關係であります。が、勿論これは私どもの解釈では、事業分量に對しての割戻しをするか、資本に對する利益

を配当の形においてつけるか、どちらを選ぶかということとは、組合の總會における自由な意思によつて決定されて然るべきものと思ひのであります。その場合において、お話のございましたように、事業分量に對する配当はこれを課税の対象にしないということとは、法律の規定いたしてゐるところであります。が、實際の取扱がややもいたしますと、その組合の定款で規定をいたしておきます出資による配当の最高までに配当をしなければ事業分量に應ずる配当を認めないというふうな取扱が間違つて行われてゐるような事例があるやに承るものであります。これは恐らく政府の御方針なり、規定をお作りになつたときの精神には副われないのであるというふうにお伺いするのであります。利益をどういふふうに分けるかということとは、組合の總會における意思決定でよろしい。事業分量に應じた割戻しをやりまして、出資による配当をしないということがありましても、それは決して脱税とかいう目的でやつたのではなくて、問題は残らないというふうな思ひのであります。が、その辺の解釈につきまして、お伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 只今のお話は私も全く同感であります。むしろこの種の組合は、出資を中心として動くというよりも各事業者の共同した組合でございますから、どつちかと申しますと、事業の分量に應じて、余計な分が組合に残つた場合におきましては事業の分量に應じて分けるのがむしろ本筋ではなからうかというふうな考えるのでございます。従いまして勿論その結果は、お話の通り組合

ば、一つそういうものについて、何らかの合理性を発見し出そうという考え方くらいして頂いて、一つのそういう調査機關くらいをお設けをして頂く御意旨があるのかどうか。現在正直に申上げますと、そういう事情が大分わかつて参りましたから、必要経費というものをも多分に見て頂く、併し実際には、そろばんに合わないものは、多分に見てもらうものに引当てて行く上に実は困つてゐる。相当の額まで必要経費として余分のものを頂きたい。これを引当てて行くのに困るという状態になつていて、なお解決つかぬものが残るというのは、この矛盾した労働力

の計算を看過せられているのだというところに私は基因するのだ、こう思いますので、これは非常に重要な問題であり、而も数百年来と言つていいか、いつ頃から刈地制度が始まつたのかわかりませんが、何百年来というわけには参りませんが、古い昔からそういう一つの形が残されて、そうして収権というものを反別等でなく、収権の上で反別をきめて行く、結局分け前の問題が、そこに出于来るのでありますから、こういうものが取られておるというところを一つお考え置き下さいまして、何とかするの方法を、何か一つ調査機関でも設けて、まじめに研究して頂くようなことが考えられませんか、どうかということを一つお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 只今の御指摘の点、問題が二つあると思ひますが、労賃の分につきましては、他人に払いますところの賃金、雇用労賃、これは当然所得の計算上必要経費に実は算入いたしましたので、その代り、もう

ほうに所得税がかかつて来る、これは給与所得としてかかつて来る。で自分の自家労賃でございまして、それが即ち農業所得になるという観念からいたしまして、自家労賃は所得から差引くというようなことは、これは非常に所得税の本来の建前上できないと申しますか、すべきでないと申しますか、そういうことに実は相成るわけでございまして、従いまして雇用の労賃を比較的余計払つていような場合におきまして、それを十分必要経費に見るといふことでございまして、これは当然よく調べまして、見るべきものは見る、その代りもつたほうに今度所得税が給与所得としてかかつて来るということに相成りますので、自家労賃である部分でございまして、それを差引くといふことはな／＼むずかしいのでございまして、問題はそういう場合におきまして、何か特別なことが考えられないかということだろうと思ひますが、その点につきましては、一つは農業所得は勤労所得の要素が多いから、一般勤労控除といふものをやるか、やらんかという問題が一つございまして、それからもう一つは、家族労働に対して、何か特別な考慮をしたほうがいいのじやないかという議論がございまして、これは後者の問題につきましては、今まで引いておりませんでしたのを、二十五年から一万五千円の控除は全部行方というにいたしましたのでございまして、農業所得に対して、特別な勤労控除をするかしないか、この問題は相当いろいろ研究して見たのでございまして、中小の農業所得についてもやはり

り認むべきではないか、大工、左官のやうな場合におきましては認むべきじやないか、或いは小売業者の場合におきまして、自分で働いて、自分だけで所得する分がある場合におきましては、労賃部分が相当あるのじやないか、こういふふうになりまして、農業についてだけ認めるのはどうか、こういう議論がございまして、それからもう一つは、そういうふうな事業所得においてもやはり勤労控除の一割五分が、果して一割五分でいいかどうか、一般の給与水準に対する控除の比率の問題、そういう問題がございまして、この問題は取上げて見たのでございまして、が、なおもう少しよく研究して見ようといふことで、解決は将来に延ばすことに実はいたしております。そういう問題は確かにあると思ひますが、所得の計算上自家労賃を引いてくれといふ非常に常識的な要望もございまして、けれども、これは如何に考えましても、ちよつと理由を見出すのに困難でございまして、その点だけは一つ御了承願ひたいと思ひます。

○清澤俊英君 それでどうもしぼ／＼これは言うのでございまして、呑み込めるところがどうも説明が悪いのかどうかわかりませんが、はつきりしないようでございまして、結局私の申し上げているのは、労賃費がかかればかかるほど、収穫が少いという点でありまして、これが大体日本の水田が持つ特殊性だと思ひます。ほかの企業等におきまして、働けばその率だけ大体儲けが正比例するといふのは違つて、も／＼天然の条件があつて、余計働かなかつたら、働いても到底収穫は取れない、収穫の取れないような所ほど、余計な

労力がかかる、こういう自然に縛られた条件を持つてゐるのが、耕地の特性であります。それを單なる労役関係という関係で律せられては、割り切れないものがでる。従つて割り切れないものが昔からありましたればこそ、一反歩に対する収穫を幾らと見ないで、とにかく収穫の率を反別に見ないで、収穫を中心にしてその収穫に合した反別を昔は振り当ててくれた、こういう心やりのある実例さえ、日本の歴史は持つてゐる。それが進歩した現在において御破算になつて、そして労力と収穫といふものをどこまでも正比例したやうな考え方、土地収入を御計算になつては、とんだ間違ひができて来る。それだから割り切れないものがいつまでたつてもできて来る。こういうことを申し上げてゐるので、だから幸ひ昔からありますやういふ例を中心にして、一応そういう面倒な／＼な面があると思ひます。いろ／＼御説明の通り面倒な面がありますから、相当な経費を組んで、取つ組んで解決するといふ考え方があるのかないのか、こういう私は御質問をしてゐるので、一つまじめに取つ組んでもらひたい、こういうお願いなのでございまして。

○政府委員(平田敏一郎君) なお補足的に御説明申し上げておきますが、最近までは農業所得を計算する際に、反当りの標準と申しますか、一反歩当りの所得幾ら、こういう標準の査定の仕事をやつてゐたのでございまして、昨年あたりからやり方を變へまして、収入は、実収と申しますか、実際の収入金を調べまして、それによる、それに対して経費が幾らかかるかといふことは、さつき申上げました自家労賃の分は、どうも経費の中に入れるわけには行かないのでございまして、その他肥料代、苗代、全部経費に見まして、それを差引いた残りを所得に入れた、その経費を見る際には、一々調査が付きまosenので、これは百円当り何円というやうな標準を作つております。その標準を作る際に、自家労賃をまともに見るといふことは、ちよつと性質上むずかしいのでございまして、たださつき申上げましたやうに、実収を見る際に、よく実情に合うやうにいたしまして、無理な査定がないやうにしなければならぬ。このことは、私もよくわかるのでございまして、更に一歩進みまして、非常な労働強化をして、而も収入が少い、つまり單位労働当りの所得が非常に少い場合と、多い場合と、税制上何か差を付ける、税制或いは税務行政上差を付ける余地があるかどうか、こういう問題だろうと思ひますが、この問題はたしかに一つの問題ではあると思ひますけれども、なかなかちよつと解決は簡単に行かないむずかしい問題であらうかと存じます。併しよく單作地帯の問題は、課税のみならず、いろ／＼な問題があるやうでございまして、なおよく私たちも頭を新たに考へて見たいと思ひますが、今まで私たちがいろ／＼調べましたやうなことに関連しまして申し上げることは、大体以上の諸点が主な点であると考えられるのであります。

○清澤俊英君 大体近寄つて参りましたが、大体問題にしているのは、自家労力の問題です。結局収穫の中に入り、必要経費の自家労力、自家労力をかければかかる所ほど収穫がないといふのが、これが從來のところでありまして、だから自家労力の計算の中に實際入れてしまへば、そういう自家労力のうんとかかる所は収穫がないのですから、殆んどもらへる分が、頂戴する分ぐらいである。だからこの間も、ここに小串委員長もおられますが、新潟の税務署長や、或いは附近の税務署長が来て言われるのに、どうもかけられませんか。労力まで見たら取柄がなくなる、これが実態であると思ひます。而も取柄がなくなる所はどうかと言へば、労力をかければかかるほどその場所には収穫がない場所だといふのであります。こういう労力をかけない場所ほどは収穫があるといふのでありますから、この食い違ひを一つ本當に制度の上で考へてもらわなければならぬ問題にならないといふことを申上げたのであります。折角一つ何か考へて見たい、こういうのでありますから、これは急速に何らかの調査機關を設けて御調査に乗出して頂きたい。大体この事実がわかりにならないのです。大蔵省のかたは本當におわかりになつてゐないのではありませんから、どうか一つお願いいたします。

○政府委員(平田敏一郎君) 重ねて申上げておきますが、ただ所得税の所得の計算上、自家労賃は経費にはならない。それは経費とすべきものではないといふことだけは一つ前提してお考へを願ひたいと思ひますのでございまして、その他の点につきましては、これは私もよくわかつてゐないところは更に調べまして、できる限り制度の面におきまして、或いは所得の査定の上におきまして合理的なものにすること、に勉強したいと思ひますので、お次第であります。

○政府委員（平田敬一郎君） お話の

○清澤俊英君　ちよつとくどくなりま

考えとの相違がありました、大体この

○大矢半次郎君 特別措置法の改正に

○政府委員(平田敬一郎君) これは目

に行きますとなく、税務官庁の認定

○大矢半次郎君 減価償却資産の耐用

○政府委員(平田敬一郎君) 減価償却

あるようでございます。で各産業の事

それから第一点は、機械的に定めま

あります。

○大矢半次郎君 只今説明によりまして、従来の非常に機械的に出した点を改正されることとございしますが、甚だ結構と思いますが、最後に説明ありました、このいわゆる償却不足を、これを今度五カ年間の期限を切つてあとから足りない分を償却し得るようにしたという点を研究しているというのでありますが、この特別措置法の第五条の五ですか、これを読んで見ると、やはりそれはいいけないということをはつきり書いておるようであります、その点は如何ですか。

○政府委員(平田敏一郎君) この特別措置法を立案します際におきましては、一般の償却についてこのような措置を講ずるか講じないか、これは問題にいたしていただいておりますが、今度の特別措置法だけは相当、この五割増という特別の償却を認める際でもございしますし、最初の三年間になお十分に利益が上がらなくて、あと二年ぐらいたつと相当の償却ができる、こういうような場合が相当予想されるということもございしたので、はつきりそれを認めるようにいたしたいというふうになつておるのでございます。で、そうしまして、特別償却の点につきましては、やはり法律に定めましてやうな方法で行つて然るべきじゃないかという一般の償却分につきまして、先ほど申し上げましたような措置を講じたいと、かように現在のところ考えております。

○大矢半次郎君 一般の償却については、政令でその点をきめておるようでありすが、これは近く改正する見込である、こう承知してよろしいです。

○政府委員(平田敏一郎君) 償却の細目、或いは年限等の問題につきましては、大体政令なり大蔵省令で規定できるようになつておりますので、そのほうの改正によりましていたしたい。従いまして耐用年数を改正いたしました大蔵省の今の省令でございしますが、それを改正いたしまして新しい法人税法の適用と同時に、この適用するようになつたといふこと、つまり四月一日以後終了する事業年度分から適用するようになつたといふこと、目下作業を進めております。まあできる限り四月一ぱいには告示ができるように取り進めたいといふふうに考えておりますが、相当龐大な作業でございしますので、若干遅れるかも知れませんが、そういう考えで目下進めておりますことを申し上げておきます。

○大矢半次郎君 非常に結構なことでありすが、是非そう願ひしたいと思ひます。先刻この附加価値税におきまして、新規に取得した減価償却資産を、取得の初年度に全額特別措置を認めるといふのは非常に行き過ぎ、今後の新規機械の特別償却等と関連して見ても誠に不均衡である。どうも償却に關して国税、地方税を通じて非常に一貫しない点があるように感じますが、この点を、或いは所管が違ふかも知れませんが、適当に考慮して然るべく調整のとれるように願ひできないうか。

○政府委員(平田敏一郎君) 附加価値税につきましても、私も若干所管庁になつておりますのでよく議論いたしてるところでございしますが、附加価値税におきましては、昨年のシャウプ勧告で、まあ自然的支出は一遍に引

たほうが今後の、何と申しますか、産業の近代化と申しますか、或いはインベストメントの増加、そういうことに非常に役立つ、それから調整上の手数から言ひましても、そのほうが非常に簡便であるという理由で、一時に買つたときに引いたらどうか、こういう実は勧告になつたのでございします。これも少し理窟を申しますと、やはり附加価値の計算の際におきましても、年々償却を計算して行くといふほうが、これは新しいのじやないかと思ひますが、ただ便宜から申しますと一遍に引くほうが簡便である。附加価値税は所得税と違ひまして、どちらかと申しますと税率も非常に低い、いつ引きましても負担に及ぼす影響が比較的少ない、そういう点から考えまして、一時に考慮する制度を昨年シャウプ勧告通り採用いたしまして実行することにしたのでございします。ただ昨年はそれだけで終るつもりでございしたのが、本年度それに附加しまして、附加価値税を、最初に定める年度の初めにおきまして持つてゐる資産について、これはやはり償却を認めるということにいたしましたので、やや立て方が崩れて来たのでございしますが、併しこの償却を一遍に、自然支出を一遍に差し引くといふのも確かに一つの考え方ではございしますし、附加価値税の税率が大体四割と、非常に低いものでございしますので、まあこの制度はやはりそのまま存置したほうがいいのじやないかといふことで、今度も変えないことにいたしております。ただこの点は加算法をとります場合は、これは所得税、法人税と同じように、償却計算で行くといふことにいたしてゐるのでございします。

○委員(小串清一君) 討論をするとき……

○油井賢太郎君 討論だけを大臣に聞かせないのでか。

○委員(小串清一君) 一応打切るのですが、討論のときに質疑があるかどうかという考え方はどう。

○清澤俊英君 だから質疑はやつていいのでしよう。

○委員長(小串清一君) まあ際限ないこととちよつと困りますから、そういうことにしてお願ひしたい。若し完全に打切るならば、もう採決だけありますから今やつてもいいわけでありすが、けれども、又皆さんお考えになつて多少御研究になる都合があるかと思ひますから、明日の午後討論採決に移りたい。なおそのときに質疑はあとと余り長くなく願つて討論に……

○清澤俊英君 衆議院の申入れ、農林委員会の申入れなど大部分あるわけですから、そう簡単に打切つてしまふのも、これは關稅定率に關するもので大分關係があるかと思ひますがね。

○委員(小串清一君) それでよろしうございしますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) それでは本日はこれで散會いたします。

午後四時十一分散會

出席者は左の通り。

委員長 小串 清一君

理事 大矢半次郎君 木内 四郎君

委員 愛知 揆一君 岡崎 眞一君 黒田 英雄君 清澤 俊英君 佐多 忠隆君 松永 義雄君 小宮山常吉君 小林 政夫君 油井賢太郎君 森 八三君

政府委員 大蔵政務次官 五西川甚郎君 大蔵省主税局長 平田敏一郎君 事務局側 常任委員 木村常次郎君 常任委員 小田 正義君 常任委員 小田 正義君 常任委員 小田 正義君

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、復興金融公庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する

法律案
一、関税法の一部を改正する法律案

復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案

復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案

復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律（昭和二十四年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（復興金融金庫の回収金の国庫納付）

第三条 復興金融金庫は、その融通した資金及びその債務の保証の履行に因り取得した債権並びにその債権を保全するために必要な経費で政令で定めるものに充当した資金で、毎事業年度において回収したものの金額（その融通した資金で当該事業年度において回収したものの中に、代物弁済として公債又は社債（特別の法令により設立された法人が発行する債券を含む。以下「公債等」という。）を受け入れることにより回収したものがあるときは、当該公債等で当該事業年度末までに償還を受けないもの（以下「償還未済の公債等」という。）の受入価額を控除した金額）から、債務の保証の履行に要する経費及びその債権を保全するために必要な経費で政令で定めるものに充当した金額を控除した金額を当該回収金の生じた年度において

国庫に納付しなければならない。

2 復興金融金庫は、前項に規定する償還未済の公債等について償還を受けたときは、その償還を受けた年度において、その償還金に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

第四条中「前二条の規定による国庫納付金の計算及び」を「第二条の規定による国庫納付金の計算及び納付の手續並びに前条の規定による国庫納付金の」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、第三条の改正規定は、復興金融金庫（以下「金庫」という。）の昭和二十六年年度分の国庫納付金から適用する。

2 金庫は、毎事業年度、改正前の復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律（以下「改正前の法」という。）第三条又は改正後の復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律第三条の規定により当該事業年度において国庫に納付すべき金額の外、金庫の融通した資金の回収に際し、昭和二十四年度において代物弁済として受け入れた公債のうち、当該事業年度において償還を受けたものに相当する金額を国庫に納付しなければならない。

3 金庫の改正前の法第三条の規定による昭和二十五年年度分の国庫納付金の額は、金庫の融通した資金で当該事業年度において回収したもののうちに、代物弁済として公債等を受け入れることにより回収したものがあるときは、同条の規定にかかわらず、同条の規定により納付すべき額から当該公債等のうち当該事業年度末までに償還を受けないものの受入価額を控除した額とする。

4 金庫は、復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律第二条及び改正前の法第三条の規定並びに第二項の規定による昭和二十五年年度分の国庫納付金を納付する場合において、その納付のための支出予算額がその納付すべき額に對し不足するときは、その不足額を昭和二十六年年度において納付するものとする。

5 金庫は、その引き受けた農林債券で昭和二十五年年度以前に償還されたものに係る償還金に相当する金額を、昭和二十六年年度において国庫に納付しなければならない。

6 復興金融金庫法（昭和二十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条但書中「第三条」の下に「又は復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第百号附則第二項及び第五項を加え、「回収金」を「国庫納付金」に改める。）

関税法の一部を改正する法律案
関税法の一部を改正する法律案
関税法（明治三十二年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改める。
第十一條 外国貨物ヲ積載セル船舶ハ税関長ノ認許ヲ得タル場合ノ外積荷目録又ハ運送目録ヲ提出シタル後ニ非ザレバ貨物ノ積卸ヲ為スコトヲ得ズ但シ旅客ノ携帯品及郵便物ハ此ノ限ニ在ラズ
第十七條中「税関ニ届出ザルニ非ザレバ」を「税関長ノ特許ヲ受クルニ非ザレバ」に改める。
第二十六條第一項中「其ノ旨ヲ税関ニ届出ザル」を「税関長ノ特許ヲ受クル」に改める。
第三十二條本文中「又ハ輸入申告書ニハ仕入書」を「ハ仕入書輸入申告書ニハ仕入書其ノ他ノ課税価格ノ決定上必要ナル書類及船荷証券」に改め、同条但書中「仕入書」を「此等ノ書類」に改める。
第四十六條第二項中「前項」を「第一項」に改め、第一項の次に次の一項を加える。
前項ノ規定ニ依リ収容シタル貨物ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依リ貨物ノ容積又ハ重量、収容期間等ヲ基準トシ政令ヲ以テ定ムル額ノ數料ヲ徴収ス
第四十八條中「費用及」の下に「第四十六條第二項」を加える。
第六十二條第一項中「税関長ハ」の下に「其ノ請求ノ日ヨリ一箇月以内ニ」を加える。
第六十八條及び第六十九條を次のように改める。
第六十八條 第六十二條ノ税関長ノ決定ニ對シ不服アル者ハ其ノ決定ノ日ヨリ一箇月以内ニ不服ノ事由ヲ具シ文書ヲ以テ大蔵大臣ニ訴願スルコトヲ得
第六十九條 前條ノ訴願ヲ審査セシムル為メ税関長ハ審査會ヲ置ク
審査會ハ會長及委員八人以内ヲ以テ組織ス

會長及委員ハ關係各庁ノ職員及學識経験アル者ノ中ヨリ大蔵大臣之ヲ任命シ其ノ任期ハ二年トス
第七十條に次の一項を加える。
委員ハ自己ノ利害ニ關スル議事ニ参与スルコトヲ得ズ
第七十一條を削り、第七十二條中「了シ」の下に「決議ヲ為シ」を加え、同條を第七十一條とし、同條の次に次の一項を加える。
第七十二條 第六十九條乃至前條ニ規定スルモノノ外審査會ノ組織及運営ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム
第七十三條を次のように改める。
第七十三條 大蔵大臣ハ第七十一條ノ決議ニ基キ訴願ヲ裁決ス
前項ノ大蔵大臣ノ裁決ニ對シ不服アル者ハ裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第七十五條第三項中「別表輸入税表第四百二十二號第二項」を「別表輸入税表第四百二十一號第二項」に改める。
第七十九條中「又ハ陸路運送人」を「陸路運送人、輸出申告者又ハ輸入申告者」に改め、同條第一號を同條第四號とし、以下三號ずつ繰り下げ、同條に第一號から第三號までとして次の三號を加える。

一 第三十一條ノ規定ニ依ル申告ヲ為スニ際シ虚偽ノ申告ヲ為シタルトキ
二 第三十一條ノ三ノ規定ニ依ル證明ヲ為スニ際シ虚偽ノ證明ヲ為シタルトキ
三 第三十二條ノ規定ニ依ル添付書類ノ提出ニ際シ虚偽ノ添付書類ヲ提出スルコトヲ得

會長及委員ハ關係各庁ノ職員及學識経験アル者ノ中ヨリ大蔵大臣之ヲ任命シ其ノ任期ハ二年トス
第七十條に次の一項を加える。
委員ハ自己ノ利害ニ關スル議事ニ参与スルコトヲ得ズ
第七十一條を削り、第七十二條中「了シ」の下に「決議ヲ為シ」を加え、同條を第七十一條とし、同條の次に次の一項を加える。
第七十二條 第六十九條乃至前條ニ規定スルモノノ外審査會ノ組織及運営ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム
第七十三條を次のように改める。
第七十三條 大蔵大臣ハ第七十一條ノ決議ニ基キ訴願ヲ裁決ス
前項ノ大蔵大臣ノ裁決ニ對シ不服アル者ハ裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第七十五條第三項中「別表輸入税表第四百二十二號第二項」を「別表輸入税表第四百二十一號第二項」に改める。
第七十九條中「又ハ陸路運送人」を「陸路運送人、輸出申告者又ハ輸入申告者」に改め、同條第一號を同條第四號とし、以下三號ずつ繰り下げ、同條に第一號から第三號までとして次の三號を加える。

一 第三十一條ノ規定ニ依ル申告ヲ為スニ際シ虚偽ノ申告ヲ為シタルトキ
二 第三十一條ノ三ノ規定ニ依ル證明ヲ為スニ際シ虚偽ノ證明ヲ為シタルトキ
三 第三十二條ノ規定ニ依ル添付書類ノ提出ニ際シ虚偽ノ添付書類ヲ提出スルコトヲ得

類ヲ提出シタルトキ

第八十一条中「第十七条」を「第一条又ハ第十七条」に改める。
第八十二条ノ三中「第七十九条第一号若ハ第三号」を「第七十九条第一号乃至第四号若ハ第六号」に改める。
第八十五条の次に次の一条を加える。

第八十五条ノ二 第七十四条乃至第七十六条ノ二ノ違反嫌疑ノ物件ト認メラルモノヲ拾得シタル者ハ遺失物法及水難救護法ノ規定ニ拘ラズ速ニ其ノ物件ヲ最寄税関官署又ハ警察官署ニ差出スベシ
警察官、警察吏員又ハ市町村長前項ノ規定ニ依リ差出ラ受ケタル物件又ハ同項ノ法律ノ規定ニ依リ保管スル遺失物、漂流物若ハ沈没品ガ同項ノ物件ニ該当スルモノト認ムル場合ニ於テハ遲滞ナク当該物件ヲ最寄税関官署ニ引渡スベシ
第八十六条中「書類等」の下に「又ハ犯則嫌疑者ノ置去リタル物件及前条ノ規定ニ依リ差出若ハ引渡ラ受ケタル物件」を加える。

第八十六条ノ二を第八十六条ノ三とし、第八十六条ノ三を第八十六条ノ四とし、第八十六条の次に次の一条を加える。
第八十六条ノ二 税関長ハ前条ノ規定ニ依リ領置シタル物件、帳簿、書類等ニシテ領置ノ必要ナキニ至リタルトキハ其ノ返還ヲ受クベキ者ニ之ヲ還付スベシ
前項ノ規定ニ依リ還付セラレタル物件第八十五条ノ二ノ規定ニ依リ差出又ハ引渡ラ受ケタル物件ナルトキハ当該物件ノ還付ヲ受ケタル者ハ物件ノ価額ノ百分ノ五ヲ超エ

百分ノ二十ヲ超エザル額ノ報勞金ヲ拾得者ニ支払フベシ但シ拾得ノ日ヨリ七日内ニ遺失物法第一条第一項若ハ第十一条第一項、水難救護法第二十四条第一項又ハ本法第八十五条ノ二第一項ノ手續ヲ為サザリシ拾得者及公務上拾得シタル者ハ報勞金ヲ請求スルコトヲ得ズ
税関長ハ第一項ノ規定ニ依ル物件ノ還付ヲ受クベキ者ノ所在分明ナラザル為又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ其ノ物件ヲ還付シ得ザル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ公告スベシ
前項ノ公告後六箇月以内ニ還付ノ請求ナキトキハ其ノ物件ハ国库ニ帰属ス
第一項ノ物件生活力ヲ有スル動植物ナルトキ、腐敗シ若ハ腐敗ノ虞アルトキ又ハ倉庫若ハ他ノ物件ヲ害スル虞アルトキハ前項ノ期限ニ拘ラズ之ヲ公売ニ付スルコトヲ得
遺失物法第六條ノ規定ハ第二項ノ報勞金ノ請求ニ第五十一条ノ二及第五十二条ノ規定ハ前項ノ公売ニ付テ之ヲ準用ス
第九十三条中「搜索」の下に「差押」を加える。
第九十四条中「若ハ科料」を削る。
第九十八条第一項中「第七十四条、第七十五条、第七十六条又ハ第七十六条ノ二」を「第七十四条乃至第七十六条ノ二」に、「百分ノ十」を「百分ノ二十」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条に次の二項を加える。
第七十四条乃至第七十六条ノ二ノ違反嫌疑ノ物件ヲ税関官署、警察官署又ハ市長村長ニ差出シタル者

アル場合ニ於テ其ノ物件国库ニ帰属スルニ至リタルトキハ其ノ物件ノ原価ノ百分ノ二十以下ニ相当スル金額ヲ報償金トシテ交付スルコトヲ得但シ報償金ノ金額ハ五十万円ヲ超ユルコトヲ得ズ
前項ノ規定ハ同項ノ規定スル物件ガ不法ノ行為ニ因リ拾得シタル物件又ハ公務員ノ職務上拾得シタル物件ナルトキハ之ヲ適用セズ
第一百一条ノ二に次の二項を加える。

税関官吏ハ関稅定率法第九條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ使用スル製造場又ハ其ノ蔵置場ニ就キ原料品、製造品、副産物、製造用器具機械又ハ此等ニ関スル帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得
税関官吏ハ関稅定率法第十條第一項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ使用スル工場又ハ其ノ蔵置場ニ就キ当該物品又ハ之ニ関スル帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得
第一百一条ノ七及び第一百一条ノ八を次のように改める。
第一百一条ノ七 税関ハ日曜日、休日並ニ日曜日及休日以外ノ日ノ税関ノ執務時間外ニ於テ税関長ノ特許ヲ受ケタル者ニ対シ臨時開庁ヲ為スモノトス
第一百一条ノ八 税関長ハ私設ノ保税地域及第一百一条ノ二第三項ノ規定スル場所ニ税関官吏ヲ派出スベシ
第一百一条ノ九 関稅定率法第十條第二項ノ承認ヲ受ケタル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前条ノ規定ニ依リ派出ヲ要スル税関官吏ノ数及派出

期間ヲ基準トシ政令ヲ以テ定ムル額ノ派出手数料ヲ納付スベシ
第一百一条ノ十 第十七條、第十八條第一項、第二十六條、第二十九條ノ二、第三十一條ノ二又ハ第一百一条ノ七ノ特許ヲ受ケタル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ特許手数料ヲ納付スベシ
前項ノ特許手数料ノ額ハ第十七條、第二十六條又ハ第一百一条ノ七ノ特許ヲ受ケタル者ノ納付スベキ手数料ニ在リテハ日曜日、休日並ニ日曜日及休日以外ノ日ノ税関ノ執務時間外ニ於テ執務シタル時間ヲ基準トシ第十八條第一項ノ特許ヲ受ケタル者ノ納付スベキ手数料ニ在リテハ外国貿易船ノ純屯数ヲ基準トシ第二十九條ノ二ノ特許ヲ受ケタル者ノ納付スベキ手数料ニ在リテハ前条ノ規定ニ準ジ第三十一條ノ二ノ特許ヲ受ケタル者ノ納付スベキ手数料ニ在リテハ検査ニ要シタル時間ヲ基準トシ之ヲ定ムルモノトス
第一百一条ノ十一 税関職員ノ服制ニ付テハ政令ヲ以テ之ヲ定ム
別表港名の欄中「伏木東岩瀬」を「伏木富山」に、「夷」を「両津」に改める。

附則
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

三月十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、たばこ専売法の一部を改正する法律案
たばこ専売法の一部を改正する法

律案
たばこ専売法の一部を改正する法律
たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。
目次中「第二十六条」を「第二十六条の五」に改める。
第八条第二項中「前項」を「第一項又ハ前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条に第二項として次の一項を加える。
2 収穫した葉たばこを農薬の原料に供する目的をもつてたばこを耕作しようとする者は、前項の規定による申請の際、その目的及びその収穫した葉たばこを原料として農薬を製造する者を明らかにしなければならない。
第十二条第三項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める。
第二十三条第一項中「蔵置場又は公社の定める納付場所」を「蔵置場、公社の定める納付場所又は葉たばこを原料として農薬を製造する場所」に改める。
第二十六条第二項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める。
第二章中第二十六条の次に次の四條を加える。
（農薬用たばこ耕作者の届出義務）
第二十六条の二 収穫した葉たばこを農薬の原料に供する目的をもつて第八條第一項の許可を受けてたばこを耕作する者（以下「農薬用たばこ耕作者」という。）は、その収

穫した葉たばこの量目、並びに葉たばこを原料として農薬を製造する者以下「農薬製造者」という。）に譲り渡した葉たばこの量目、その譲り渡した日及びその譲渡を受けた者を、公社の指示するところにより、公社に届け出なければならぬ。

（農薬用たばこの用途変更）

第二十六条の三 農薬用たばこ耕作者は、その収獲した葉たばこを農薬の原料以外の用途に供しようとするときは、あらかじめ公社の承認を受けなければならない。
（農薬製造者の農薬製造場所の届出の義務）

第二十六条の四 農薬製造者は、その葉たばこを原料として農薬を製造する場所及びその葉たばこの蔵置場所を、公社の指示するところにより、公社に届け出なければならぬ。その場所を変更しようとするときはまた同様とする。

2 農薬製造者は、公社の定めるところにより、帳簿を作製し、農薬の製造又は製品の処分等に関する事項を記載しなければならない。

3 農薬製造者は、農薬の製造を休止し、又は廃止したときは、現存する葉たばこについて、公社の指示するところにより、廃棄その他の処理をしなければならない。
（農薬用たばこ耕作者等に関する規定の適用除外）

第二十六条の五 第五条、第十八条及び第十九条の規定（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）並びに第二十条、第二十一条及び第二十四条の規定は、農薬用

たばこ耕作者又はその耕作したたばこ若しくはその収獲した葉たばこには適用しない。
第四十一条の次に次の一条を加える。
（災害補償）

第四十一条の二 又は二以上の都道府県の全部又は一部にわたる風害、水害その他の天災に因り多数の小売人がその所有する製造たばこを滅失したときは、公社は、その小売人に対し、その滅失した製造たばこの品種別数量の二分の一に相当する数量の範囲内で、製造たばこの交付に関しあらかじめ公社が大蔵大臣の認可を受けて定める基準に従い、製造たばこを交付することができる。

2 公社は、前項の規定により交付すべき製造たばこがその製造の廃止その他止むを得ない事由に因り交付することができないときは、その製造たばこの価額に相当する価額の他の品種の製造たばこを交付することができる。
第六十五条の次に次の一条を加える。

（包装の製造等の制限）

第六十五条の二 製造たばこの包装（製造たばこの包装に使用する目的をもつて印刷された紙を含む。）以下本条、第六十九条第一項及び第七十五条第一項において同じ。）を製造しようとする者又は営業の目的をもつて製造たばこの包装を所持し、譲り渡し、若しくは譲り受けようとする者は、公社の許可を受けなければならない。但し、公社の委託を受けた者について

は、この限りでない。
第六十九条第一項中「巻紙」の下に「製造たばこの包装」を加え、同項第二号中「巻紙製造者」の下に「製造たばこの包装の製造者、農薬製造者」を加える。

第七十一条第一号中「第十二条第一項（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）」の下に「第二十六條の三、」を、「第六十五条第一項」の下に「第六十五條の二、」を加える。

第七十三条第一号中「第十六條」の下に「第二十六條の四第二項、」を加える。

第七十四条第三号中「第三十六條第一項」を「第二十六條の四第二項、第三十六條第一項」に改め、同条第四号中「第三十六條第二項」を「第二十六條の二、第二十六條の四第一項、第三十六條第二項」に改める。

第七十五条第一項中「巻紙、」の下に「製造たばこの包装」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

同日本委員会に左の事件を付記された

一、飲食物製造販売業者の衛生設備改善費に対する課税軽減の請願（第一一五四号）

一、たばこ小売の利益率引上げに関する請願（第一一九〇号）

一、たばこ事業の民営移管反対に関する請願（第一一九一號）（第一二二四号）（第一二九三號）

一、印紙税法第四条改正に関する請願（第一二二一號）
一、所得税法中一部改正に関する請願（第一二二五號）
一、原油の関税免除に関する請願（第一二三四號）
一、石油関係品の関税免除に関する請願（第一二九四號）
一、山林課税に関する陳情（第二五六號）

第一一五四号 昭和二十六年三月三日受理
飲食物製造販売業者の衛生設備改善費に対する課税軽減の請願

請願者 愛知県名古屋市中区敷下町四三 山本宗次郎
紹介議員 楠見 義男君

飲食物製造販売業者に対しては、昭和二十二年法律第二三三號食品衛生法によつて、衛生施設の改善指導が嚴重に行われているため、業者は、機械設備等の改善に多額の資金を投じている。しかるに税務署は、設備の改善を課税の対象としているが、これらの資金は自己資金で足らず、借入金までして行つてゐる業者が多いから、所得税課税に当つては衛生設備改善費を所得額より控除せられたいとの請願。

第一一九〇号 昭和二十六年三月五日受理
たばこ小売の利益率引上げに関する請願

請願者 東京都千代田区内幸町二ノ二日本専売公社分室内全国たばこ販売協会内 佐野正次外二十一名

紹介議員 野田 卯一君 大島 定吉君
現在たばこ小売人は、打算を超えて専売金の確保に努めているが、たばこ定価の引下げおよび不景気のための節煙、需要種類の変化等に影響して売上金は減少しており、一方たばこ小売人の多くは他の商品との兼業者であるが、たばこ利益が僅か六分であるに反し、他の商品の利益は普通二ないし三割であるため、たばこに対する販売意欲の積極性を失う虞があるから、たばこ小売の利益率を一割程度に引き上げられたいとの請願。

第一一九一號 昭和二十六年三月五日受理
たばこ事業の民営移管反対に関する請願（七通）

請願者 秋田県雄勝郡西馬音内町たばこ耕作組合内 柴田幾蔵外二十三名

紹介議員 長谷山行毅君
政府は、たばこ専売法を改正してたばこ事業の民営移管を意図している由であるが、これが実現すると、たばこ産地の混乱、葉たばこのやみ取引、国庫収入の減少等各種弊害を生ずるから、たばこ事業の民営移管は中止せられたいとの請願。

第一二二四号 昭和二十六年三月六日受理
たばこ事業の民営移管反対に関する請願

請願者 徳島市万代町一たばこ耕作組合連合会内 逢坂敏明

紹介議員 赤澤 與仁君

たばこ事業を民営に移すと、国の財政経済に深刻な影響を与えるばかりでなく、たばこ産地を混乱に陥れ、ひいては、農村経済を破壊することになるから、たばこ事業の民営に反対であるとの請願。

第二二九三号 昭和二十六年三月七日受理
たばこ事業の民営移管に関する請願
(二百七十一通)

請願者 宮城県遠田郡鹿野村太田字火打四箇畝村たばこ耕作組合長 大森之男外二百七十名

紹介議員 野田 卯一君 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第一一九一号と同じである。

第二二二一号 昭和二十六年三月六日受理
印紙税法第四条改正に関する請願

請願者 北海道旭川市常盤通り一旭川商工会議所会頭 堀末治

紹介議員 黒田 英雄君

現行印紙税法第四条に基く証書記載金高百円以上は、昭和二十一年法律第十四号により十円より五十円に、昭和二十二年法律第一四二号により五十円より百円に改正されたものであるが、物価上昇率よりみて戦前の十倍程度に過ぎず、現在の物価倍率よりみても妥当ではないから、印紙税法第四条を改正して、証書記載金高百円未満を二千円未満とせられたいとの請願。

第二二二五号 昭和二十六年三月六日

日受理
原油の関税免除に関する請願

請願者 東京都港区赤坂葵町三日本鉱業株式会社取締役社長 岡部楠男外七名

紹介議員 小林 政夫君

今回関税定率法の改正に当り、原油については十パーセントの課税案が準備され近く国会に提出される由であるが、わが国の石油総需要の九十パーセントを占める輸入原油に対し十パーセントの関税を課することは原油精製業ならびに一般産業の犠牲において国産原油を保護するものであつて全く納得し難い処置であるから、原油の関税を無税とせられたいとの請願。

第二二三四号 昭和二十六年三月六日受理
所得税法中一部改正に関する請願

請願者 北海道旭川市常盤通り一旭川商工会議所会頭 堀末治

紹介議員 黒田 英雄君

所得税法第十条の課税対象中の寄附金の取扱は、事実上特に認められた公共事業等に対する金額の外、必要経費に算入することができないが、地方財政の貧困な地方においては、これが補てんあるいは補強を寄附金に依存している現状では、これによつて寄附行為を忌避する傾向を生じ、地方行政の円滑化を期し得ないから、所得税法第十条に基く課税対象中の寄附金を必要経費に算入せられるよう同法の一部改正を図られたいとの請願。

第二二九四号 昭和二十六年三月七日

日受理
石油関係品の関税免除に関する請願

請願者 東京都中央区銀座西二ノ一社団法人日本自動車会議所会長 村上義一

紹介議員 高木 正夫君

今回の関税定率法改正案によれば、生活必需品で国産の皆無または極少量ものは無税とする方針が採られているが、原油を始めとする石油関係品は、国民生活に重大な関係があるばかりでなく、国内生産量は全消費量の割にもおよばない実情にあり、また石油類に対する関税の加重は、国民の文化生活に重大な影響を与えるから、石油関係品に対しては、関税を免除せられたいとの請願。

第二五六号 昭和二十六年三月八日受理
山林課税に関する陳情

陳情者 愛知県庁内森林組合連合会内 千賀康治外三名

山林は数十年にわたる長期経費のみを要し、その間収入の伴わない特殊産業であつて、利益率の極めて低いにもかかわらず山林関係の諸税は酷税を課せられているため、山林立木の伐期の如何を問わず所有山林の大部分を濫伐投売して納税しなければならぬこととなり、これがため濫伐跡地の造林はほとんど不可能であり、林業経営ならびに経済を破滅に導くばかりでなく国土の荒廃をきたし由々しき事態を招来する虞があるから、山林関係の課税の適正化を図られたいとの陳情。